

議案第 9 4 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

浦安市  
市川市  
病院組合及び香取市東庄町清掃組合の千葉県市町村総合事務組合からの脱退に伴い、次のとおり千葉県市町村総合事務組合同規約を変更するため、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日提出

市川市長 千葉 光 行

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のように制定する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「長門川水道企業団 浦安市 市川市 病院組合 香取市東庄町病院組合」を「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合」に、「印西地区衛生組合 香取市東庄町清掃組合 東総衛生組合」を「印西地区衛生組合 東総衛生組合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「印西地区衛生組合 香取市東庄町清掃組合 東総衛生組合」を「印西地区衛生組合 東総衛生組合」に改め、同表第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「長門川水道企業団 浦安市 市川市 病院組合 香取市東庄町病院組合」を「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合」に、「印西地区衛生組合 香取市東庄町清掃組合 東総衛生組合」を「印西地区衛生組合 東総衛生組合」に改め、同表第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「鋸南町 浦安市 市川市 病院組合 香取市東庄町病院組合」を「鋸南町 香取市東庄町病院組合」に、「印西地区衛生組合 香取市東庄町清掃組合 東総衛生組合」を「印西地区衛生組合 東総衛生組合」に改める。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

## 理 由

### 1 組織団体の減少

千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の組織団体である  
浦安市  
市川市  
病院組合が平成21年3月31日に解散し、また、香取市東庄町  
清掃組合が同日に解散し、同年4月1日に香取広域市町村圏事務組合と  
統合することにより、組合の組織団体の数が減少すること。

### 2 上記のことから、本組合同規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、改正を行うものである。

以上の理由から、地方自治法第290条の規定により提案するものである。